

## 第1部 独立行政法人の状況



## 第1節 独立行政法人の制度等

### (独立行政法人とは)

- ①公共性の高い事務・事業のうち、
- ②国が直接実施する必要はないが、
- ③民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの  
を実施する法人。

### (特徴)

- ・業務の効率性・質の向上
- ・法人の自律的な業務運営の確保
- ・業務の透明性の確保

### (根拠法令)

- ・独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(資料1-1「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)」参照)
- ・各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律 等

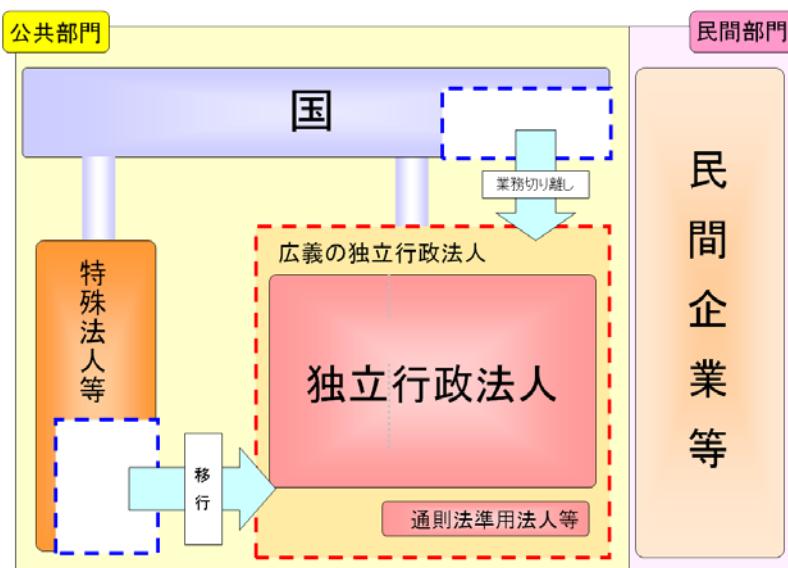
### 1 独立行政法人とは

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの等を実施する、国とは別の法人格を有する法人である。平成13年に導入されたこの法人制度は、具体的には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)等に定められている。

独立行政法人は、平成13年1月の中央省庁等改革の実施に合わせ、主として国の機関から分離されたいわゆる「先行独法」と、特殊法人等から新たに独立行政法人化されたいわゆる「移行独法」などに分類される。

なお、通則法を準用する法人等として、日本司法支援センター、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)がある。

図表1. 独立行政法人とは



## 2 独立行政法人制度の経緯

### (1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議最終報告(平成9年12月3日)において導入が提言された制度である。その後、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に制度の基本的な考え方が規定され、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、89の国の事務・事業について独立行政法人化の方針等が決定された。

これらを踏まえ、平成11年7月、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた通則法が制定され、以降、これを踏まえて関係法令の整備も進められた。

他方、平成11年12月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律(平成11年法律第161号)等59の個別の独立行政法人の設置について定める法律(以下各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律を「個別法」という。)が制定され、続いて、12年5月に、独立行政法人教員研修センター法が制定された。

さらに、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により、個別法の制定まで至っていなかった国の事務・事業についての独立行政法人への具体的な移行方針が定められた。

このような過程を経て、まず、独立行政法人国立公文書館(以下個別の独立行政法人名については、正式名称から「独立行政法人」の文字を省略する。)等57の独立行政法人が、平成13年4月に設立された。

### (2) 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行

中央省庁等改革においては、特殊法人等の改革も行われており、その中で、国の行政機関が行ってきた事務・事業についての独立行政法人化とは別に、特殊法人等の独立行政法人化も進められた。まず、平成9年12月の行政改革会議最終報告において、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない」との考え方が示された。これを受け、12年12月の「行政改革大綱」において、特殊法人等については、個別の事業の見直し結果を踏まえ、法人ごとに「当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定すること」とし、特に、「廃止又は民営化される法人以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人への移行を検討する」との方針が決定され、この方針に沿って特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)が制定され、特殊法人等改革を進める機関として、内閣に特殊法人等改革推進本部が設置された。そして、各特殊法人等の個別事業についての徹底した見直し及び同見直しを踏まえた組織形態の見直しが進められ、13年12月に、「特殊法人等整理合理化計画」として、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行することが閣議決定された。

特殊法人等改革推進本部は、平成14年10月に、「特殊法人等整理合理化計画」に従い設立又は統合する独立行政法人(以下「新独立行政法人」という。)の役職員は原則として非公務員とするなどなどを内容とする「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方

針について」を決定し、これを受け、同本部事務局は、15年4月に、新独立行政法人に関する「独立行政法人の中期目標等の策定指針」を各府省に通知した。

このような経緯を経て、「特殊法人等整理合理化計画」の対象特殊法人等のうち、平成15年度には26特殊法人及び15認可法人等が、16年度には9特殊法人及び9認可法人等が独立行政法人に移行した。また、17年度には道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに日本高速道路保有・債務返済機構が設立されたほか、2特殊法人が独立行政法人に移行した。さらに18年度及び19年度にはそれぞれ1特殊法人が独立行政法人に移行した。

### (3) その他の独立行政法人

(1)及び(2)のほか、平成14年度に2法人、15年度に4法人、16年度に5法人、17年度に3法人、19年度に1法人の独立行政法人が設立された。

また、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、国の特別会計は「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」とされ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)において国立高度専門医療センター特別会計、国有林野事業特別会計等7つの特別会計において経理される事務・事業の全部又は一部についても、独立行政法人化等が定められた。これを受け、22年4月に国立高度専門医療センター特別会計において経理されていた6つの組織(国立がん研究センター等)が独立行政法人に移行した。

### (4) 独立行政法人通則法の改正の状況

平成20年4月には、各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会を廃止し、新たに総務省に独立行政法人評価委員会を設置して、独立行政法人の評価機能を一元化すること、内閣によるガバナンスを強化すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が第169回通常国会に提出されたが、21年7月に未審議のまま廃案となった。

また、平成22年5月には、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、独立行政法人の財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図ることを目的に、不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載を義務付けること、政府出資に係る不要財産について、国庫への返納又は売却収入の納付、これに伴う減資等の規定を整備すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)が可決・成立し、平成22年11月に施行された。

平成22年12月には、独立行政法人についての事業仕分けの結果等を踏まえ、すべての法人のすべての事務・事業の徹底的な見直しを行う、閣議決定が行われた(資料30独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針)。さらに、24年1月には、無駄を排除しつつ法人の政策実施機能を最大限発揮させることを目指し、独立行政法人の制度及び組織を抜本的かつ一体的に見直す閣議決定が行われた(資料31独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針)。この閣議決定に基づき、同年5月には、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分して、各法人のガバナンス体制を強化する等の新たな行政法人制度を構築すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案等が第180回通常国会に提出されたが、24年11月にて未審議のまま廃案となった。その後、平成25年12月には独立行政法人を国の施策の実施機関として明確に位置づけ、各々の法人が担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、業務の質と効率を

向上させるため、制度・組織面で抜本的な見直しを行う閣議決定が行われた(資料 32 独立行政法人改革等に関する基本的な方針)。この閣議決定に基づき平成 26 年 4 月には、法人の事務及び事業の特性に応じて法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人の 3 つに分類し、各分野に即した目標管理の仕組みを導入する内容とする独立行政法人通則法の一部改正する法律案が、第 186 回通常国会に提出され平成 26 年 6 月に成立した。

図表2. 独立行政法人制度の経緯

|      |     |  |
|------|-----|--|
| 平成9年 | 12月 | 「行政改革会議最終報告」において独立行政法人制度の導入を提言   |
| 10年  | 6月  | 中央省庁等改革基本法(平成 10 年法律第 103 号)成立。独立行政法人制度の創設を規定  |
| 11年  | 4月  | 「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定)において、独立行政法人制度の骨格及び 89 の事務・事業の独立行政法人化の方針を決定  |
|      | 7月  | 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)成立。独立行政法人の運営の基本、その他制度の基本となる共通の事項を規定   |
|      |     | 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 11 年法律第 104 号)成立。独立行政法人制度の導入に伴い、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)、その他関係法律の規定を整備し、経過措置を規定                        |
|      | 12月 | 国立公文書館法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 161 号)等 59 法人のいわゆる個別法成立(「独立行政法人教員研修センター法」(平成 12 年法律第 88 号)は平成 12 年 5 月成立)                                 |
|      |     | 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 220 号)成立   |
|      | 6月  | 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成 12 年政令第 316 号)制定  |
| 12年  | 12月 | 「行政改革大綱」(平成 12 年 12 月 1 日閣議決定)において、平成 13 年 4 月の独立行政法人移行及び今後の独立行政法人移行の方針を明示   |
|      |     | 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)施行  |
| 13年  | 4月  | 国立公文書館等 57 独立行政法人が発足   |
|      | 12月 | 「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)により、特殊法人等の事務・事業の大部分を独立行政法人に移行することを明示  |
|      | 10月 | 「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成 14 年 10 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定)において、新独立行政法人の役職員は原則として非公務員とすることや、主務大臣は明確かつ具体的な中期目標を設定すること等を決定 |
| 15年  | 4月  | 「独立行政法人の中期目標等の策定指針」(平成 15 年 4 月 18 日特殊法人等改革推進本部事務局)において、各主務大臣及び各法人が中期目標及び中期計画を策定するに当たり指針とすべき事項を提示                                      |
|      | 10月 | 特殊法人等から移行した独立行政法人の設立開始   |
| 17年  | 12月 | 「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)において、「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」ことを決定             |
| 18年  | 6月  | 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)成立。特別会計において経理される事務及び事業の一部について独立行政法人化すること等を規定  |
| 19年  | 12月 | 「独立行政法人等整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)により、独立行政法人の徹底的な縮減等を決定   |
| 21年  | 12月 | 「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)により、すべての独立行政法人のすべての事務・事業を抜本的に見直すこと等を決定  |
| 22年  | 5月  | 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 37 号)成立。業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けること等を規定(11 月施行)   |
|      | 12月 | 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、見直しが必要な事項について講ずべき措置を決定                                     |
| 24年  | 1月  | 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)により、現行制度及び全ての法人の組織のあり方を抜本かつ一体的に見直し、講ずべき措置を決定   |
|      | 5月  | 「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」等を閣議決定   |
| 25年  | 1月  | 「平成 25 年度予算編成の基本方針」(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)により、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」について、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結                                       |
|      | 12月 | 「独立行政法人改革等に関する基本方針」(平成 25 年 12 月 16 日閣議決定)により、業務の特性に応じた法人の分類、主務大臣による効率的かつ実効性の高い目標・評価、ガバナンスの強化、予算執行の弾力化と説明責任・透明性の向上、研究開発法人についての見直し等を決定  |

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

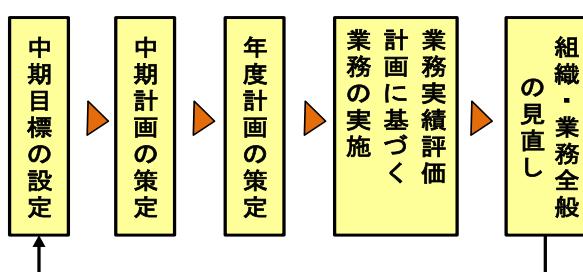
### 3 独立行政法人制度の特徴

#### (1) 業務の効率性・質の向上

##### ア 中期的な目標管理と第三者による事後評価、業務・組織全般の定期的見直し

主務大臣は、3年以上5年以下の期間において各独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、各独立行政法人はこの中期目標に基づき中期計画及び年度計画を策定し、これらの計画に基づき、適正かつ効率的に業務を運営する。そして、毎年度及び中期目標期間の業務実績について第三者機関による評価(独立行政法人の主務省に置かれる独立行政法人評価委員会(以下「府省評価委員会」という。)による一次評価及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価)が行われる。さらに、中期目標期間終了時には主務大臣による法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われる。

図表3. 目標管理と第三者による事後評価及び見直し



##### イ 企業的な経営手法による財務運営

独立行政法人は、企業会計原則を基本とした会計処理を行い、会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査(一部の小規模な独立行政法人を除く。)を受けるとともに、業務の遂行状況の適確な把握及び業績の適正な評価に資するため、国民等に対し有用な財務情報を提供することとしている。

#### (2) 法人の自律的な業務運営の確保

独立行政法人の長は役員(理事)を任免する権限を有し、民間人登用を含めた適材適所の役員人事を行うことが可能である。

また、法令等により組織の名称・数及び組織ごとの定員が定められている国の行政機関とは異なり、法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて効率的かつ効果的な組織編成・人員配置を行うことが可能となっている。また、役職員の給与等については、法人の業績や役職員個人の業績等が反映される仕組みを導入している。なお、独立行政法人には、法人の目的や業務の性質に応じ、役職員に国家公務員の身分を与える「特定独立行政法人」と、それ以外の独立行政法人(以下「非特定独立行政法人」という。)があり、前者については、人事管理に関し、国家公務員に係る法制の適用がある。

さらに、国的一般的な予算管理においては、毎年度事前に予算査定を受け、原則として、他の費目への移用・流用や次年度への繰越ができない等の仕組みとなっている。これに対し、独立行政法人制度においては、例えば、国から交付される運営費交付金については、予定された使途以外の使途に充てることも可能であり、また、経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画で定められた使途の範囲内で取崩して使用することができるなど、効率的かつ効果的な財政運営が可能となっている。

### (3) 業務の透明性の確保

独立行政法人制度においては、法人の組織・業務運営等の透明性が重視されており、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果等については、すべて公表が義務付けられ、官報等への公告及び閲覧による公表のほか、ホームページへの掲載などの積極的な公表が求められている。

## 第2節 法人数の状況

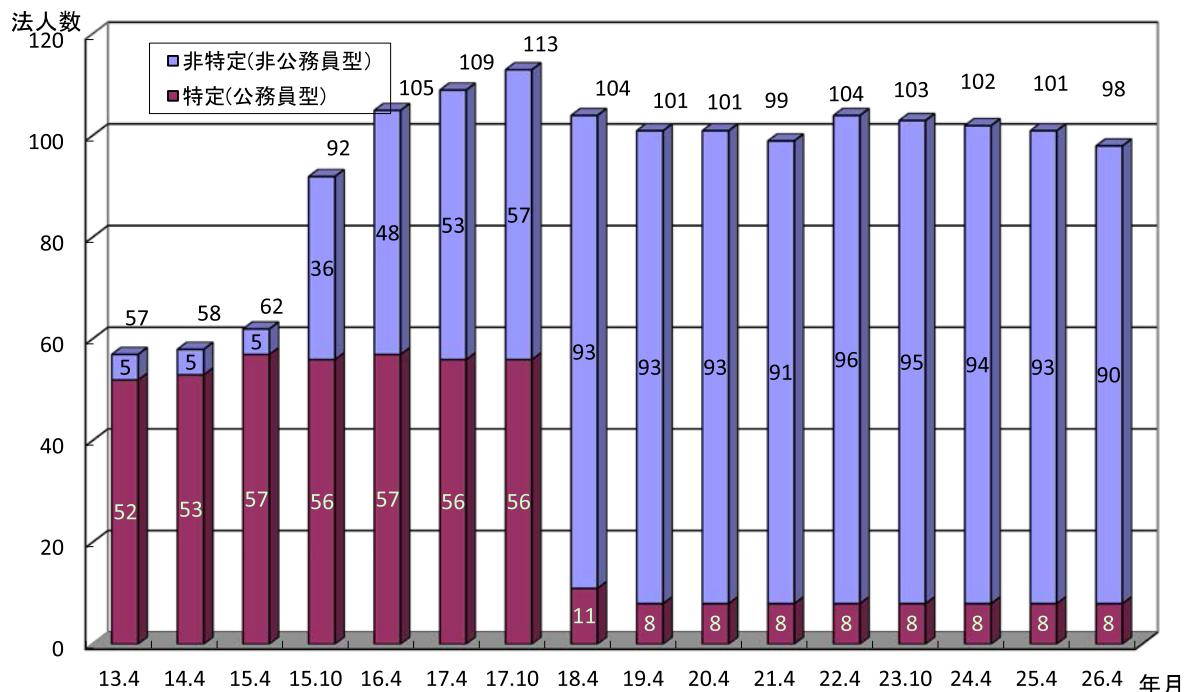
### 1 法人数の推移

中央省庁等改革の柱の一つとして国の組織の一部を分離することにより平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき15年10月以降、特殊法人等が独立行政法人に移行したこと等により、17年10月に113法人を数えるまでに達したが、その後の統廃合等により、26年4月現在、98法人となっている(図表4及び図表5参照)。

これらのうち、役員及び職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人は、当初52法人であったが、組織・業務全般の見直しの中で非公務員化を推進した結果、平成26年4月現在、8法人(全体の8.2%)となっている(資料2「独立行政法人一覧」)参照)。

なお、国立大学法人については、通則法を一部準用している国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立されている国立大学法人が86法人、大学共同利用機関法人が4法人ある(平成26年4月現在)(資料3「国立大学法人等の一覧」)参照)。

図表4. 法人数の推移



(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。

図表5. 法人数の推移(明細)

| 年月          | 設立  | 統合・廃止・名称変更等<br>(独立行政法人該当分のみ)   | 法人数 |
|-------------|---|--|-----|
| 平成 13 年 4 月 | (57 法人)<br>【内閣府】国立公文書館 【総務省】通信総合研究所、消防研究所 【財務省】酒類総合研究所 【文部科学省】国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、教員研修センター 【厚生労働省】国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所 【農林水産省】農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター 【経済産業省】経済産業研究所、工業所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構 【国土交通省】土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校 【環境省】国立環境研究所 |  | 57  |
| ~14 年 4 月   | (1 法人)【内閣府】駐留軍等労働者労務管理機構  |  | 58  |
| ~14 年 7 月   | (1 法人)【国土交通省】自動車検査  |  |     |
| ~15 年 4 月   | (3 法人)【総務省】統計センター 【財務省】造幣局、国立印刷局  |  | 62  |
| ~15 年 10 月  | (30 法人、主に「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月閣議決定)に係るもの。)<br>【内閣府】国民生活センター、北方領土問題対策協会 【総務省】平和祈念事業特別基金【外務省】国際協力機構、国際交流基金 【財務省】通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構 【文部科学省】科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会 【厚生労働省】労働者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構 【農林水産省】農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、緑資源機構 【経済産業省】新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構 【国土交通省】鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター  | (独立行政法人の数に増減なし)<br>【文部科学省】<br>○航空宇宙技術研究所→宇宙航空研究開発機構<br>【農林水産省】<br>○農業技術研究機構→農業・生物系特定産業技術研究機構 | 92  |
| ~16 年 1 月   | (1 法人)【経済産業省】情報処理推進機構   |  |     |
| ~16 年 2 月   | (1 法人)【経済産業省】石油天然ガス・金属鉱物資源機構  |  |     |
| ~16 年 3 月   | (1 法人)【厚生労働省】雇用・能力開発機構  |  |     |
| ~16 年 4 月   | (10 法人)【文部科学省】日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター 【厚生労働省】労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構 【環境省】環境再生保全機構   | (独立行政法人の数に増減なし)<br>【総務省】<br>○通信総合研究所→情報通信研究機構  | 105 |
| ~16 年 7 月   | (2 法人)【経済産業省】中小企業基盤整備機構 【国土交通省】都市再生機構   |  |     |
| ~16 年 10 月  | (1 法人)【国土交通省】奄美群島振興開発基金   | (独立行政法人の数に増減なし)<br>【経済産業省】<br>○工業所有権総合情報館→工業所有権情報・研修館(名称変更)                                  |     |
| ~17 年 4 月   | (1 法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所  |  | 109 |
| ~17 年 9 月   | (1 法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基盤整備機構   |  |     |
| ~17 年 10 月  | (3 法人)<br>【文部科学省】日本原子力研究開発機構<br>【厚生労働省】年金・健康保険福祉施設整理機構 【国土交通省】日本高速道路保有・債務返済機構   |  | 113 |
| ~18 年 4 月   | (1 法人)<br>【厚生労働省】年金積立金管理運用  | (10 法人減)<br>【総務省】○消防研究所(廃止)  |     |

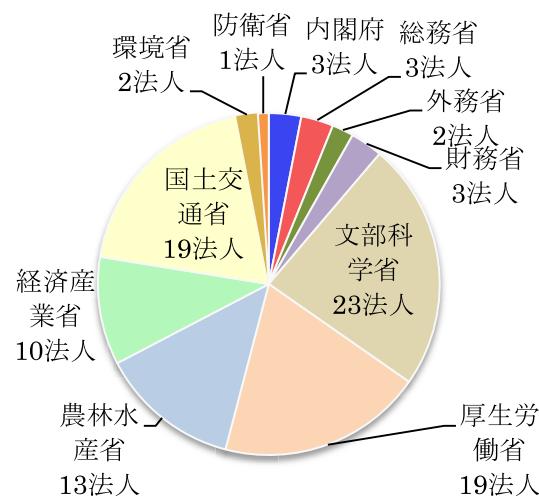
|         |   |   |     |
|---------|---|---|-----|
|         |   | <p><b>【文部科学省】</b><br/>○国立オリンピック記念青少年センター、国立青年の家、国立少年自然の家→国立青少年教育振興機構</p> <p><b>【厚生労働省】</b><br/>○産業安全研究所、産業医学総合研究所→労働安全衛生総合研究所</p> <p><b>【農林水産省】</b><br/>○農業者大学校(廃止。なお、一部業務は農業・食品産業技術総合研究機構に移行)<br/>○さけ・ます資源管理センター→水産総合研究センターへ統合<br/>○農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、農業食品研究所→農業・食品産業技術総合研究機構</p> <p><b>【国土交通省】</b><br/>○北海道開発土木研究所→土木研究所へ統合<br/>○海技大学校、海員学校→海技教育機構</p> |     |
| ~19年4月  | (1法人)<br><b>【国土交通省】</b> 住宅金融支援機構  | (4法人減)<br><b>【内閣府】</b><br>○駐留軍等労働者労務管理機構(防衛省に所管変更)<br><b>【文部科学省】</b><br>○国立博物館、文化財研究所→国立文化財機構<br>○国立特殊教育総合研究所→国立特別支援教育総合研究所(名称変更)<br><b>【農林水産省】</b><br>○農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所→農林水産消費安全技術センター<br>○林木育種センター→森林総合研究所へ統合  | 104 |
| ~19年10月 | (1法人) <b>【総務省】</b> 郵便貯金・簡易生命保険管理機構  |   | 101 |
| ~20年4月  |   | (1法人減) <b>【農林水産省】</b> ○緑資源機構(廃止。なお、一部の業務は森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターに承継)   | 101 |
| ~20年10月 |   | (1法人減) <b>【財務省】</b> ○通関情報処理センター(特殊会社化)  |     |
| ~21年4月  |   | (1法人減) <b>【文部科学省】</b> ○メディア教育開発センター(廃止)   | 99  |
| ~21年10月 |   | (1法人減) <b>【文部科学省】</b> ○国立国語研究所(廃止)  |     |
| ~22年4月  | (6法人) <b>【厚生労働省】</b> 国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター |   | 104 |
| ~23年10月 |   | (1法人減) <b>【厚生労働省】</b><br>○雇用・能力開発機構(廃止)<br>○高齢・障害・求職者雇用支援機構(名称変更)   |     |
| ~23年11月 |   | (1法人減) <b>【内閣府】</b> ○沖縄科学技術研究基盤整備機構(学校法人沖縄科学技術大学院大学学園の成立に伴い解散)  | 102 |
| ~25年4月  |   | (1法人減) <b>【総務省】</b><br>○平和祈念事業特別基金(廃止)  | 101 |
| ~25年10月 |   | (1法人減) <b>【国土交通省】</b><br>○海上災害防止センター(解散)  | 100 |
| ~26年3月  |   | (1法人減) <b>【原子力規制委員会】</b><br>○原子力安全基盤機構(廃止)  | 99  |
| ~26年4月  |   | (1法人減) <b>【財務省】</b><br>○日本万国博覧会記念機構(廃止)   | 98  |

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

## 2 主務省別の法人数

平成 26 年4月現在、独立行政法人は 98 法人設置されており、当該法人を所管している府省は 11 府省となっている。主務省別に独立行政法人の設置状況をみると、最も多いのは文部科学省の 23 法人であり、次が国土交通省の 19 法人となっている(図表6参照)。

図表6. 主務省別の法人数(平成 26 年4月1日現在)



(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省に記載している。

3 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。

4 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。

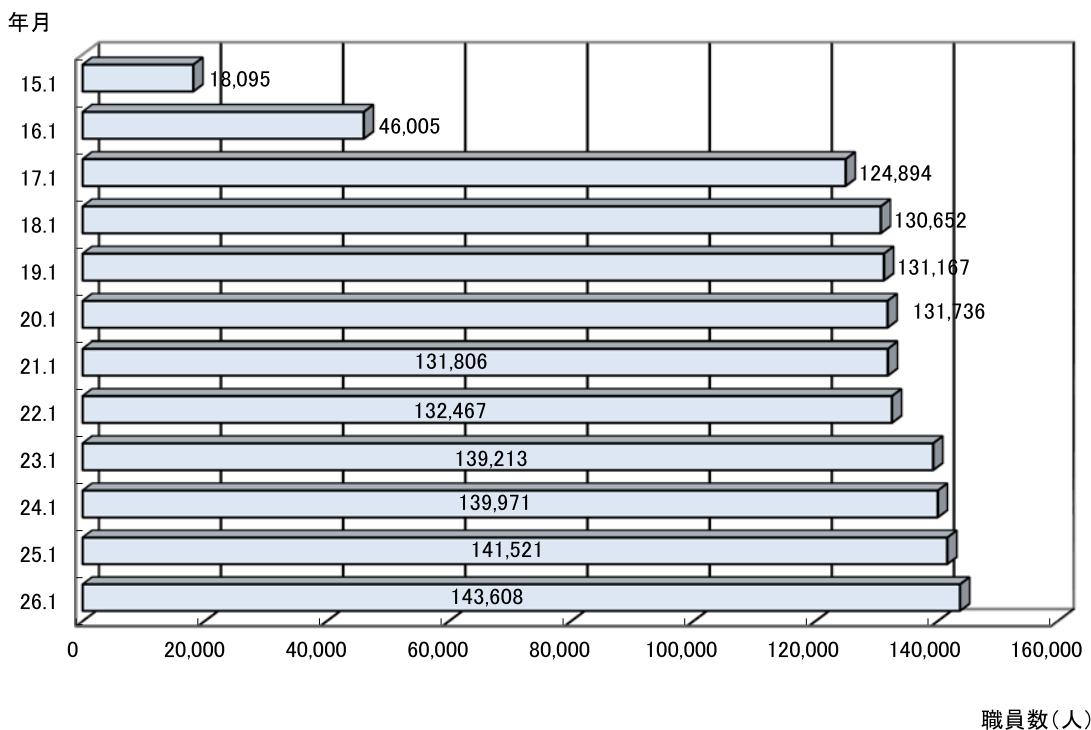
### 第3節 役職員の状況

#### 1 職員の状況

##### (1) 職員数の状況

平成26年1月1日現在における独立行政法人の常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)は計143,608人となっており、25年1月1日現在の141,521人に比べ2,087人増加している(図表7参照)。その要因としては、医療の質・安全の確保の観点による医療及び看護師の増加による国立病院機構の2,075人の増加等となっている。(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

図表7. 独立行政法人の常勤職員数の推移

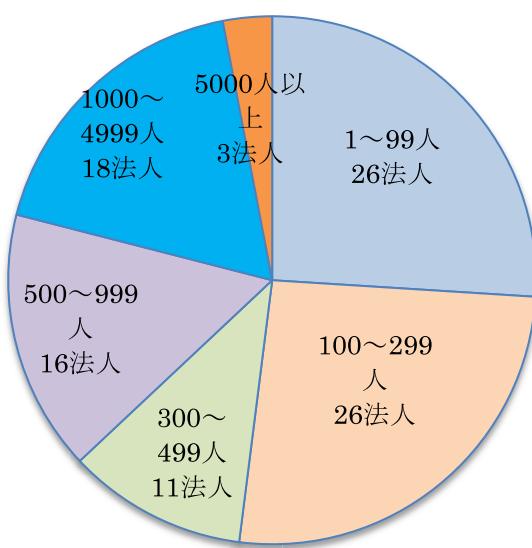


(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

##### (2) 独立行政法人の職員規模

平成26年1月1日現在における独立行政法人100法人について、常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)の規模別にみると、職員数100人未満の法人が26法人、100人以上300人未満の法人が26法人あり、300人未満の法人は合計で52法人となり全体の52%を占めている(図表8参照)。

図表8. 独立行政法人の常勤職員規模別法人数(平成26年1月1日現在)



(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

### (3) 職員の給与水準

独立行政法人制度は、各法人が自律的に業務運営を行うことを基本としていることから、職員の給与については、通則法に基づき、各法人が定めることとなっている(図表9参照)。

図表9. 通則法が定める独立行政法人の職員給与等に関する考慮事項

|         | 特定独立行政法人<br>(通則法第57条第1項及び第3項)  | 非特定独立行政法人<br>(通則法第63条第1項及び第3項)  |
|---------|--|---|
| 給与      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職務の内容と責任</li> <li>・ 職員が発揮した能率</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の勤務成績</li> </ul>                           |
| 給与の支給基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与</li> <li>・ 民間企業の従業員の給与</li> <li>・ 当該特定独立行政法人の業務の実績</li> <li>・ 中期計画に係る通則法第30条第2項第3号の人員費の見積り</li> <li>・ その他の事情</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該独立行政法人の業務の実績</li> <li>・ 社会一般の情勢</li> </ul> |

また、法人運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準を公表することとされ、平成25年度分については、各主務大臣及び各法人がホームページにおいて公表するとともに、総務省行政管理局において当該公表内容を取りまとめたものを平成26年9月2日に公表している。

それによれば、各法人の常勤職員について、平成25年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は、平均で事務・技術職員が104.6、研究職員が99.0、病院医師が115.7、病院看護師が108.2となっている(図表10及び資料5-1「職員の給与水準」参照)。

**図表 10. 職員の給与水準**

○独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(抜粋)

事務・技術職員の対国家公務員指数は、年齢勘案で 104.6、年齢・地域・学歴勘案で 103.0 となり、ともに前年度比減少。

これは、対国家公務員指数の算出基礎となる年間給与額について、給与改定臨時特例法による給与減額支給措置が、平成 24 年度は 103 法人中 54 法人(52.4%)において労使交渉等の影響により年度途中から実施されたことに対し、平成 25 年度は全法人において年度当初から実施されたことが主な要因と考えられる。

|         | 平均年間給与<br>(単位:<br>千円) | 対国家公務員指数<br>(年齢勘案) |       |       | 対国家公務員指数<br>(年齢・地域・学歴勘案) |       |       |
|---------|-----------------------|--------------------|-------|-------|--------------------------|-------|-------|
|         |                       | 平成<br>25 年<br>度    | 24 年度 | 25 年度 | 対前年度差                    | 24 年度 | 25 年度 |
| 事務・技術職員 | 6,341                 | 106.5              | 104.6 | ▲1.9  | 104.8                    | 103.0 | ▲1.8  |
| 研究職員    | 8,138                 | 100.3              | 99.0  | ▲1.3  | 106.5                    | 105.2 | ▲1.3  |
| 病院医師    | 13,623                | 115.2              | 115.7 | 0.5   | 114.4                    | 115.2 | 0.8   |
| 病院看護師   | 4,898                 | 108.2              | 108.2 | 0     | 107.3                    | 106.8 | ▲0.5  |

(注)独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(平成 26 年 9 月 2 日総務省行政管理局)による。

**(参考)**

「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成 14 年 10 月 18 日 特殊法人等改革推進本部決定)(概要)

法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で分かりやすく公表する

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成 15 年 9 月 9 日策定、20 年 3 月 18 日最終改定)(概要)

- ①役員の報酬等の支給状況、
  - ②職員給与の支給状況等(雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等)と給与水準の国家公務員との比較、
  - ③総人件費(給与、報酬等支給総額等)
- などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行う

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
  - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
  - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
  - ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成 23 年 6 月 3 日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 23 年 10 月 28 日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成 23 年 6 月 3 日閣議決定)に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

今後進める独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、独立行政法人の総人件費についても厳しく見直すこととする。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 25 年1月 24 日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第4条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう厳しく見直すことを要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

## 2 役員の状況

### (1) 役員数

独立行政法人の役員については、法人の長1人及び監事を置くことが義務付けられるとともに、必要に応じて他の役員(以下「理事等」という。)を置くことができることとされている(通則法第 18 条第1項及び第2項)。

なお、法人の長の名称、理事等の名称及び定数、監事の定数は、個別法で定めることとしている(通則法第 18 条第3項)。

#### ア 役員規模別法人数の状況

平成 26 年1月 1 日現在における独立行政法人 100 法人において実際に任命されている役員の数をみると、法人の長 100 人、理事等 434 人、監事 204 人であり、役員数の規模別にみると、法人の長及び理事各1人の法人が 25 法人(25.0%)あり、最も多くなっている(図表 11 参照)。法人の長及び理事等の数が最も多い法人は、国立病院機構の 13 人(理事長及び副理事長各1人、理事 11 人)となっており、当該法人は、職員数も最多となっている。

また、法人の長及び理事等の数が最も少ない法人は、航空大学校(理事長1人のみ)であるが、航空大学校については個別法上、別に理事1人を置くことができることとされている(資料6「独立行政法人の役員の状況」参照)。なお、監事の数は、国際協力機構、農業・食品産業技術総合研究機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、住宅金融支援機構の6法人においては3人となっている。

図表 11. 法人の長及び理事等の数の合計別に見た独立行政法人の状況(平成 26 年1月 1 日現在)

| 法人の長及び理事等の合計 | 1 | 2  | 3  | 4  | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 計   |
|--------------|---|----|----|----|---|---|---|---|---|----|----|----|----|-----|
| 法 人 数        | 1 | 25 | 22 | 19 | 7 | 8 | 5 | 6 | 2 | 2  | 0  | 2  | 1  | 100 |

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

さらに、これら 100 法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、法人の長については全員が常勤、理事等については 434 人のうち非常勤が 37 人(8.5%)、監事については 204 人のうち非常勤が 116 人(56.9%)となっている。

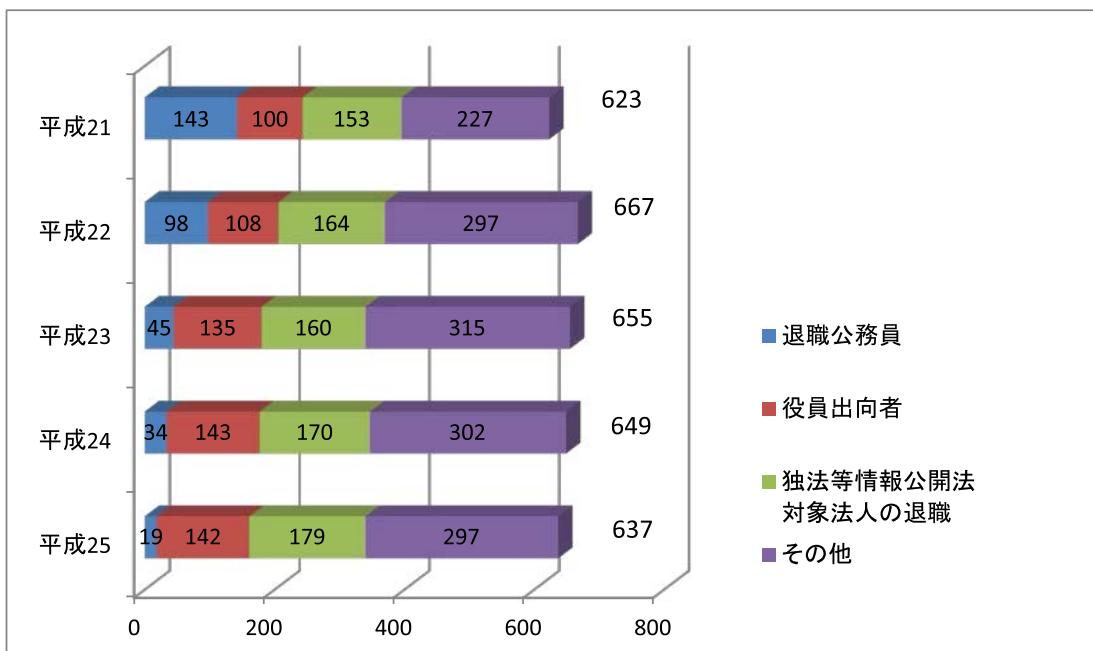
#### イ 役員に占める退職公務員等の状況

役員については、「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)等に基づき、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の役員への就任状況が公表されている。

平成 25 年度については、各独立行政法人等が平成 25 年 10 月 1 日現在の状況について公表しており、同日現在の独立行政法人(100 法人)の役員就任の形態別状況をみると、役員 637 人

(非常勤を含む。)のうち退職公務員が就任している者が 19(3.0%)人、国から出向している者が 142 人(22.3%)、独立行政法人等の退職者が就任している者が 179 人(28.1%)となっている(図表 12 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 12. 役員に占める退職公務員等の状況(平成 25 年 10 月 1 日現在)



- (注) 1 「平成 25 年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成 25 年 12 月 20 日総務省及び内閣官房)等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
 2 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)又は④国からの役員出向者を除く。)をいう。  
 3 「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。  
 4 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)の対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)をいい、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いた者を含む。

同様に、平成 25 年 10 月 1 日現在の独立行政法人 100 法人の子会社等の役員への退職公務員等の就任状況をみると、退職公務員又は独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は 58 法人、役員 677 人のうち退職公務員から就任している者が 40 人、独法等情報公開法の対象法人の役員における当該法人の退職者から就任している者が 129 人となっている。(図表 13 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 13. 独立行政法人の子会社への退職公務員

(単位: 法人、人)

| 年 度   | 退職公務員・独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数 | 役員数    | うち退職公務員数 | うち当該法人の退職者数 |
|-------|---------------------------------|--------|----------|-------------|
|       |                                 |        |          |             |
| 平成 21 | 104                             | 1, 219 | 144      | 246[44]     |
| 平成 22 | 92                              | 966    | 103      | 189[19]     |
| 平成 23 | 80                              | 763    | 68       | 172[15]     |
| 平成 24 | 65                              | 659    | 54       | 151[10]     |
| 平成 25 | 58                              | 677    | 40       | 129[8]      |

- (注) 1 「平成 25 年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成 25 年 12 月 20 日総務省及び内閣官房)等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

- 2 「子会社等」とは、子会社（他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、法人の子会社とみなす。）及び一定規模以上の委託先（売上高に占める法人の発注に係る額が3分の2以上である委託先）をいう。
- 3 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者（①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員（ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。）又は④国からの役員出向者を除く。）をいう。
- 4 退職公務員が法人役職員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に〔 〕内書きで計上している。

## (2) 役員の報酬の状況

独立行政法人の役員の報酬については、各法人において支給の基準を定めることとされており（通則法第52条第2項及び第62条）、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされ（通則法第52条第3項及び第62条）、職員の給与水準と同様に主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比較できる形で公表することとされている。

総務省行政管理局は、平成26年9月2日に、25年度における独立行政法人の役員の報酬等の水準について、職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。これによると、各法人の常勤役員の報酬の合計額はそれぞれ法人の長が16億2,283万円、理事が40億8,339万円、監事が10億4,832万円となっている（資料5-3「役員報酬の支給状況」参照）。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

## (3) 役員の退職手当の状況

独立行政法人の役員の退職手当についても、報酬と同様に、通則法第52条及び第62条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、独立行政法人等の役員が高額の退職金を得ることについて批判があったことから、役員の退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）において、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の100分の12.5を基準とし、これに府省評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請された（図表14参照）。

**図表14. 独立行政法人の役員の退職手当に関する閣議決定**

|  |
|--|
| ○「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）（抜粋）   |
| 1 独立行政法人   |
| (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の12.5／100を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。 |
| (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。                       |
| 独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超える場合は、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。  |

(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 15 年9月 16 日閣議決定)の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 23 年 10 月 28 日閣議決定)(概要)

3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

これを受け、各法人は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する規程の改正・制定を行っており、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についてはすべての法人において、府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定することとしている。

また、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、府省評価委員会は、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされ、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要な場合、府省評価委員会に対して意見を述べることができることとされている。

これを受け、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の独立行政法人評価分科会は平成 16 年 7 月 23 日、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。この中で、役員退職金に係る府省評価委員会からの業績勘案率の通知に対し意見を述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする、②府省評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会は、平成 21 年 3 月 30 日には、それまでの 500 余件の事例の審議における意見等を踏まえて、業績勘案率に関する考え方や検討の手順を改めて確認し、より実務に役立つように、上述の「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」の補足説明等として取りまとめ、各府省評価委員会に通知している。(資料8-1「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」及び資料8-2「業績勘案率に係る基本的なチェックの手順」参照)。

業績勘案率の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成 25 年度中にその支払いを受けた常勤役員は、法人の長が 24 人、理事が 55 人、監事(常勤)が 32 人の計 111 人で、その支給総額は、法人の長が 1 億 8,733 万円、理事が 2 億 2,680 万円、監事が 1 億 1,309 万円となっている(図表 15 及び資料5-4「役員の退職手当の支給状況」参照)。

図表 15. 常勤役員の退職手当の支給状況(平成 25 年度)

| 法人の長      | 理事        | 監事        |
|-----------|-----------|-----------|
| 24 人      | 55 人      | 32 人      |
| 18,733 万円 | 22,680 万円 | 11,309 万円 |

(注)1 「独立行政法人における役職員の給与水準等及び契約状況等の公表」(平成 26 年 9 月 2 日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「理事」には副理事長等を含む。

## 第4節 財務・会計の状況

### 1 独立行政法人の会計制度等

#### (1) 独立行政法人の会計処理の原則

独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によることとされている（通則法第37条）。ここで、企業会計原則は株式会社等の営利企業を直接の適用対象としているため、公共的な性格を有し利益獲得を主たる目的としないなど営利企業とは異なる特殊性を有する独立行政法人にそのまま適用することは、本来伝達されるべき会計情報が伝達されないなどの事態を生じかねない。

このため、独立行政法人の会計については、企業会計原則を原則としつつ、上記の特殊性を考慮した「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会決定）に基づいて処理されている。

なお、平成22年の通則法の改正に対応し、不要財産の国庫納付等に係る会計処理に関する改正（平成22年10月25日改正）がなされたほか、国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改訂の独立行政法人会計基準における適用の検討及び減損に係る会計処理による投下資本の回収計算の考え方の検討の結果を反映した改正（平成23年6月28日最終改正）がなされている。

#### (2) 独立行政法人の財務諸表等

独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書）を作成し、当該事業年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない（通則法第38条第1項）。

また、独立行政法人が財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書並びに監事の意見（会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見）を付けなければならないこととされている（通則法第38条第2項）。

図表 16. 独立行政法人の財務諸表等

| 種類    |                    | 概要  |
|-------|--------------------|---|
| 財務諸表  | 貸借対照表              | 独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日現在の資産、負債及び純資産の状況を示したもの。  |
|       | 損益計算書              | 独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会计期間に属する収益、費用の状況を示したもの。   |
|       | 利益の処分又は損失の処理に関する書類 | 独立行政法人の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにするもの。  |
|       | その他主務省令で定める書類      | 当該事業年度の独立行政法人のキャッシュ・フローの状況を活動区分別に示したもの。   |
|       | 行政サービス施コスト計算書      | 納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人の業務運営に関して最終的に国民の負担に帰せられるコスト情報(行政サービス実施コスト)を一元的に集約して表示するもの。 |
|       | 附属明細書              | 上記の書類に係る明細書   |
| 事業報告書 |                    | 財務情報や定性的情報などを用いて独立行政法人の事業報告を行うもの。   |
| 決算報告書 |                    | 独立行政法人の決算(予算執行の状況)を明らかにするもの。  |

(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 財務諸表については「独立行政法人会計基準」において独立行政法人の財務諸表の体系と整理されているものを記載。

さらに、移行独法の中には、民間企業等に対する出資を業務とする法人もあることから、独立行政法人とその出資先を公的な資金が供給されている一つの会計主体としてとらえ、公的な主体である独立行政法人の説明責任を果たすため、一定の関係にある法人を有する独立行政法人は財務諸表とともに連結財務諸表を作成することとされている。

### (3) 独立行政法人の財務諸表等に係る監査

個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人、100 億円以上の資本金を有する法人及び負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上に達している法人については、監事による監査のほか、会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査を受けることが義務付けられている(通則法第 39 条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成 12 年政令第 316 号)第2条)。

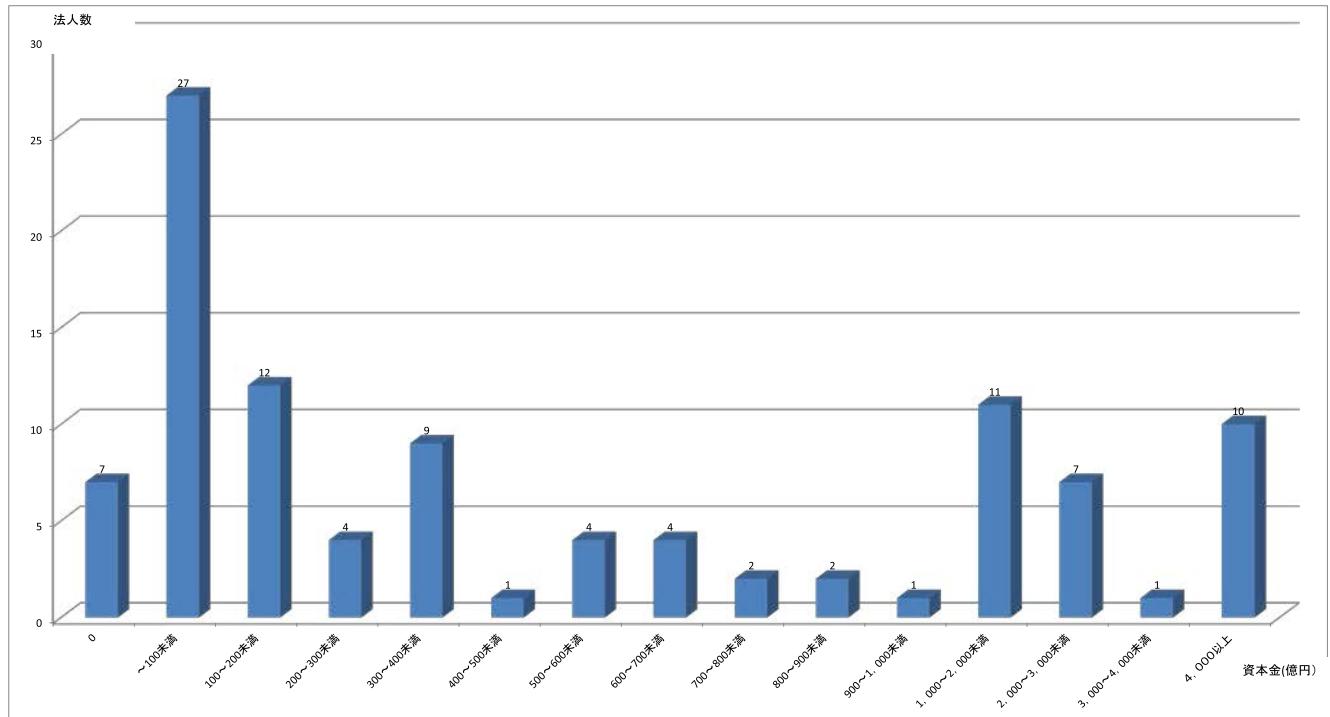
この結果、平成 24 年度の財務諸表等については 102 法人のうち 81 法人において、通則法第 39 条の規定に基づく会計監査が実施されているほか、6 法人において、法人の任意により公認会計士又は監査法人による通則法第 39 条に準じた監査が行われている(資料9「財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況」参照)。

## 2 各種データ

### (1) 資本金

平成 24 年度末日現在における資本金規模別の法人数の状況をみると、資本金 1,000 億円未満の法人は 102 法人のうち 73 法人(資本金を有しない 6 法人を含む)となっており、資本金が 1,000 億円以上の法人(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)は 29 法人となっている(図表 17 及び資料 10「独立行政法人の資本金」参照)。

図表 17. 資本金規模別の独立行政法人数(平成 24 年度末現在)



(注)1 各独立行政法人の貸借対照表(法人単位)に基づき政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 國際協力機構の有償資金協力勘定の財務等に関する数値については独立行政法人國際協力機構法第 16 条の規定により、独立行政法人評価の対象外であること等から集計に含めていない(以下同じ)。

なお、平成 24 年度末現在の資本金上位5法人は図表 18 のとおりである(資料 10「独立行政法人の資本金」参照)。

図表 18. 資本金 上位5法人(平成 24 年度末現在)

| 法人名             | 金額        |
|-----------------|-----------|
| 日本高速道路保有・債務返済機構 | 5兆3,763億円 |
| 福祉医療機構          | 1兆5,164億円 |
| 中小企業基盤整備機構      | 1兆1,145億円 |
| 都市再生機構          | 1兆0,582億円 |
| 日本原子力研究開発機構     | 8,930億円   |

(注)1 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 億円未満は四捨五入。

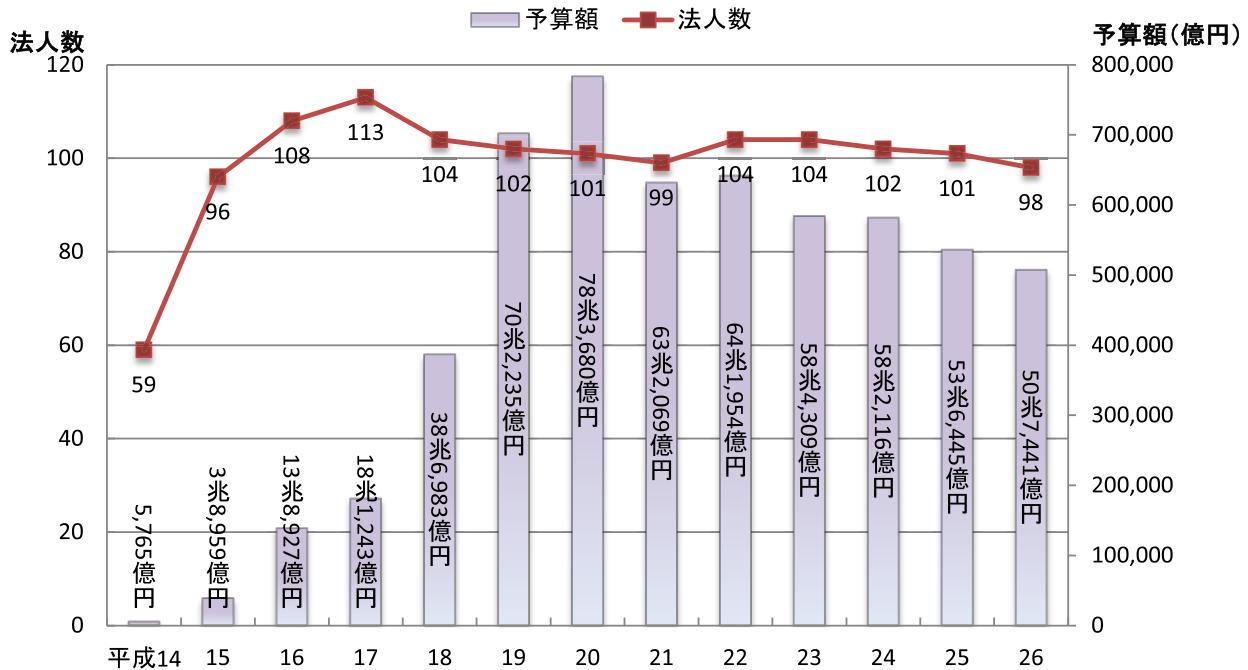
3 國際協力機構の有償資金協力勘定に係る資本金は集計に含めていない。

## (2) 予算

### ア 予算総額

独立行政法人全体における当初予算(収入)(自己収入等によるもの及び過年度からの繰越分で当該年度予算に組み込まれたものを含む)の推移をみると、平成 26 年度は、98 法人で 50 兆 7,441 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)となっている。ここで、25 年度と 26 年度を比較すると、予算額は 2 兆 9,004 億円減少している。主な減少理由としては、郵便貯金・簡易生命保険管理機構 2 兆 7,765 億円、住宅金融支援機構 1 兆 7 億円、日本高速道路保有・債務返済機構 2,973 億円等の減少等が挙げられる。(図表 19 及び資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 19. 独立行政法人全体の当初予算(収入)の推移(総額)

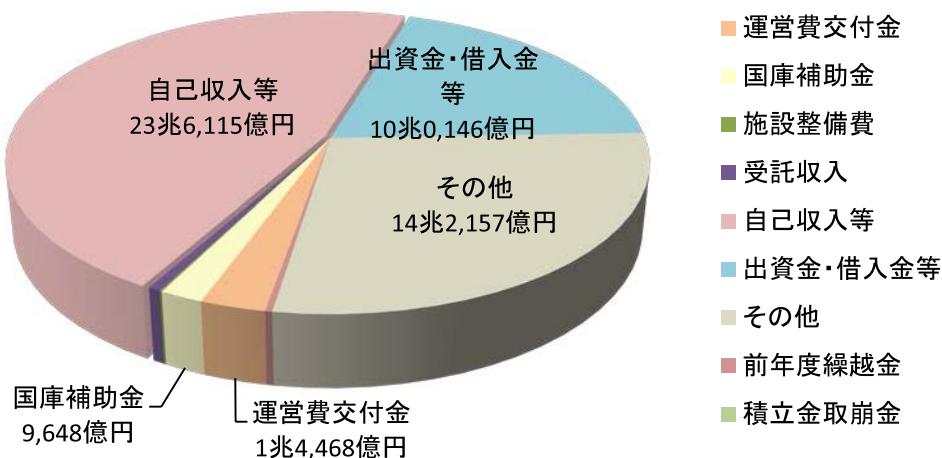


(注)1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

3 國際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は國際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため除いている。

図表 20. 平成 26 年度の独立行政法人全体の当初予算(収入)の内訳(項目別)

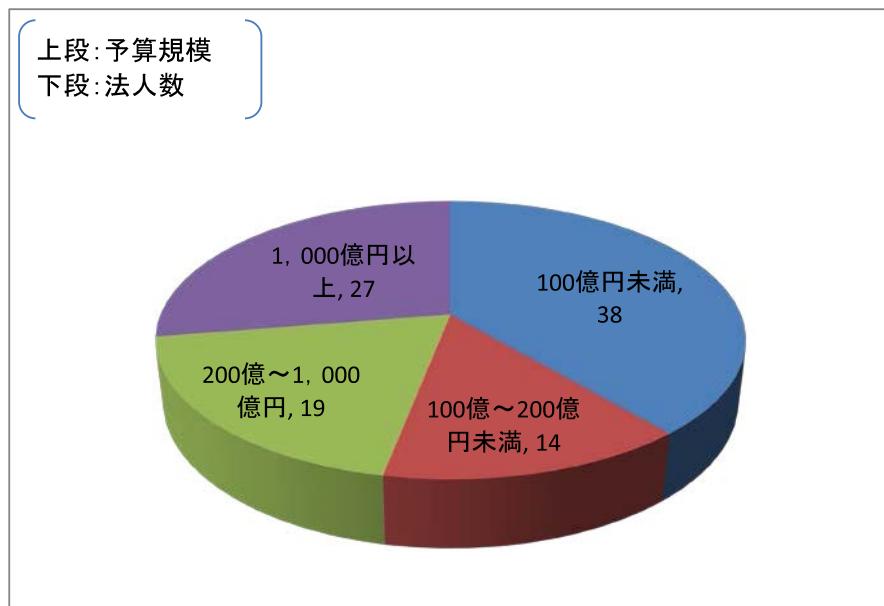


(注)1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 國際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は國際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため評価の対象外とし、集計に含めていない(以下同じ)。

平成 26 年度の当初予算(収入)の状況を規模別にみると、98 法人(國際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)のうち 38 法人(38.8%)については、予算規模が 100 億円未満となっている一方、予算規模が 1,000 億円以上の法人は 27 法人(27.6%)となっている。

図表 21. 予算規模別の独立行政法人の状況(平成 26 年度)



(注) 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、当初予算(収入)の上位及び下位5法人は下記のとおりとなっている(資料 11-5「独立行政法人の平成 26 年度計画における予算額(収入)」参照)。

図表 22. 予算規模上位・下位の5法人(平成 26 年度)

| 法人名             | 金額         | 法人名           | 金額   |
|-----------------|------------|---------------|------|
| 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 | 13兆1,517億円 | 国立女性教育会館      | 7億円  |
| 年金積立金管理運用       | 9兆7,140億円  | 国立健康・栄養研究所    | 8億円  |
| 住宅金融支援機構        | 7兆0,681億円  | 国立特別支援教育総合研究所 | 10億円 |
| 日本高速道路保有・債務返済機構 | 4兆4,574億円  | 酒類総合研究所       | 10億円 |
| 日本学生支援機構        | 2兆2,431億円  | 教員研修センター      | 14億円 |

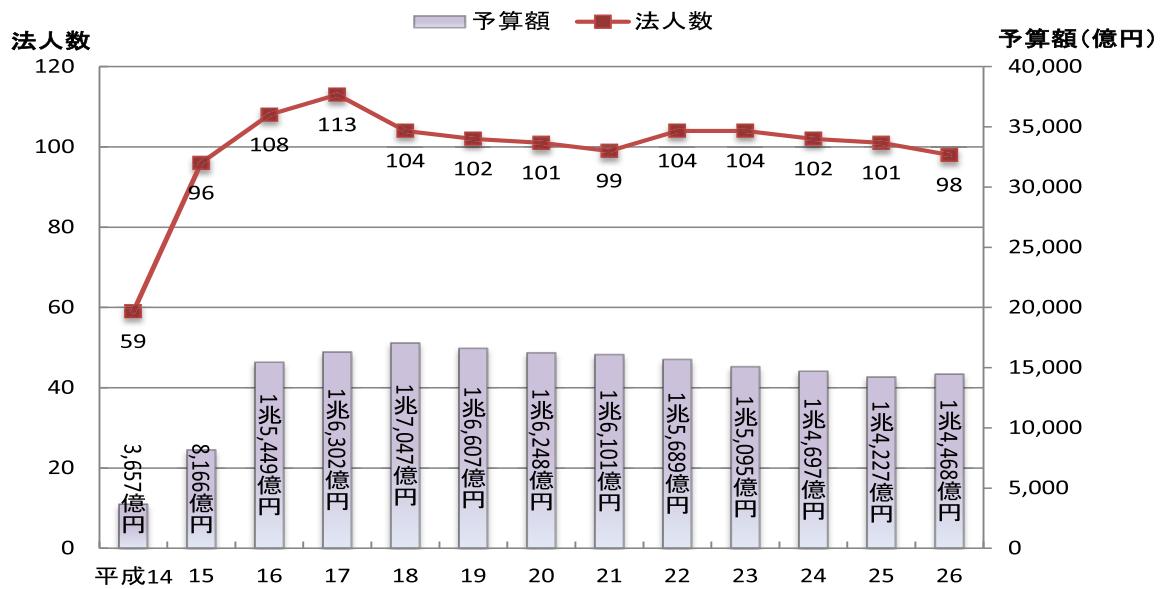
(注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 億円未満は四捨五入。

#### イ 運営費交付金

多くの独立行政法人に対しては、法人の業務運営の財源に充てるため、毎年、国から運営費交付金が交付されている。当初予算(収入)における運営費交付金(過年度からの繰越しで当該年度の予算に組み込まれたものを含む)の総額の推移をみると、図表 23 のとおり、平成 26 年度は合計で1兆4,468億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、25 年度の1兆4,227億円と比較して241億円増加している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照。また、独立行政法人に対する国の財政支出については、資料 13「平成 26 年度独立行政法人に対する財政支出」を参照)。

図表 23. 独立行政法人全体の運営費交付金の推移



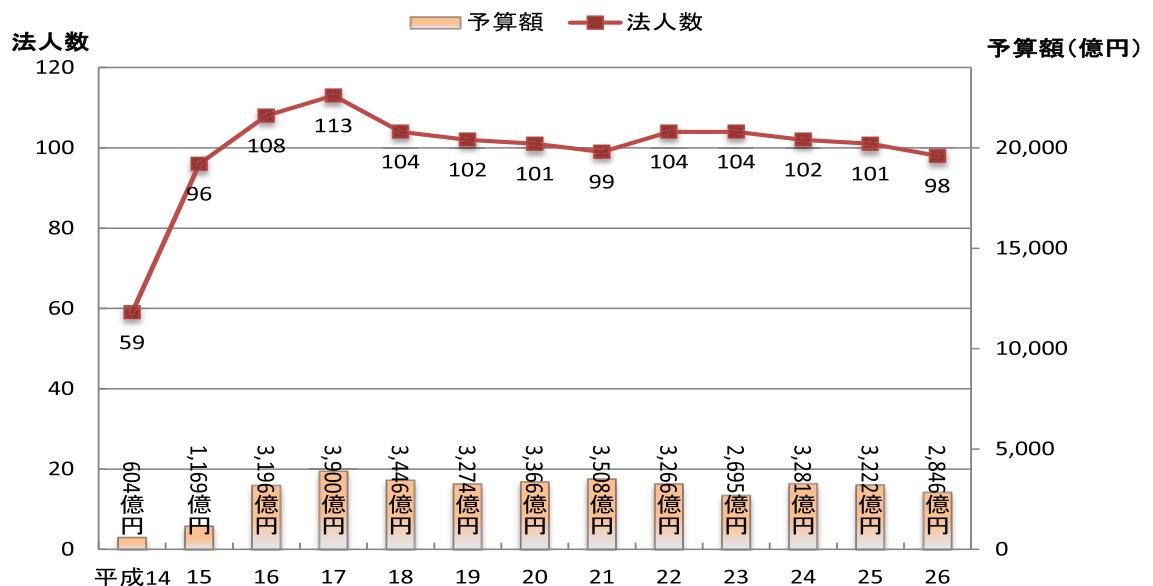
(注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

#### ウ 自己収入等(受託収入含む)

##### i 受託収入

独立行政法人の当初予算における国、特殊法人、民間等から委託を受けた研究等の受託収入の推移については図表 24 のとおりとなっており、平成 26 年度は合計で 2,846 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、25 年度の 3,222 億円と比較して 376 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 24. 独立行政法人全体の受託収入の推移



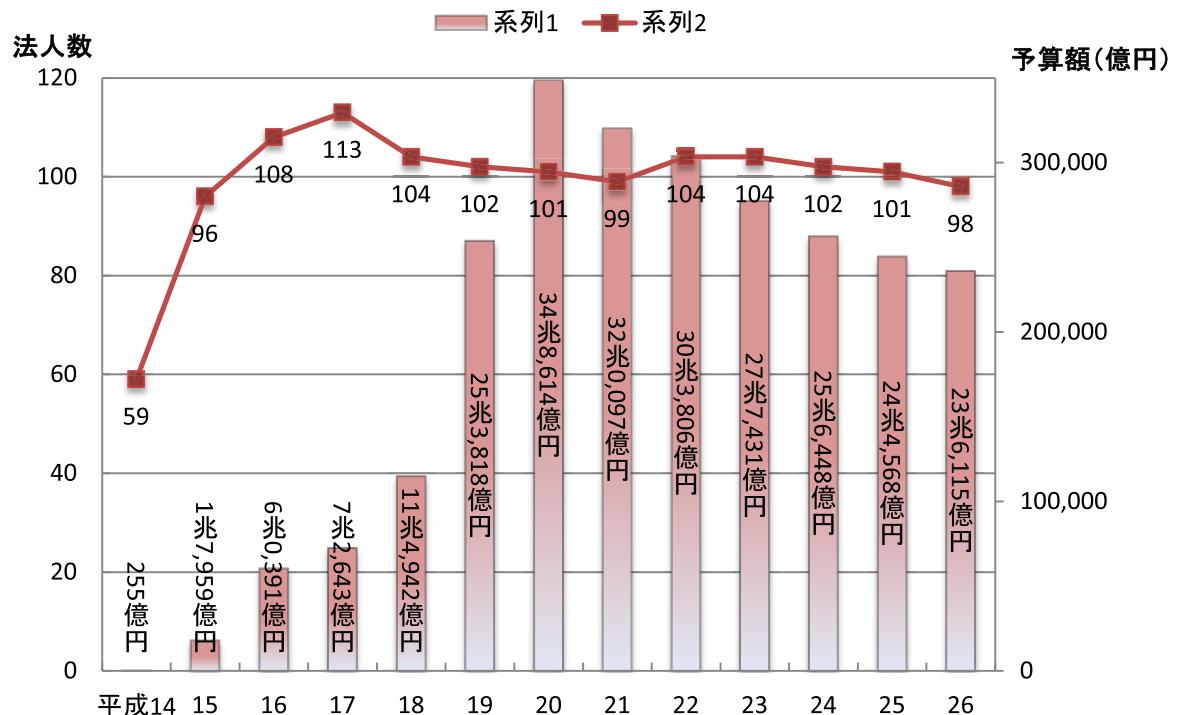
(注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

## ii 受託収入を除く自己収入等

独立行政法人の当初予算における受託収入を除く自己収入等の推移をみると図表25のとおりとなっており、平成26年度は合計で23兆6,115億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、25年度の24兆4,568億円と比較して8,453億円減少している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

この理由は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の自己収入等に係る予算が1兆6,880億円減少、住宅金融支援機構の自己収入等に係る予算が1,249億円減少したこと等による。

図表25. 独立行政法人全体の自己収入等の推移



(注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の平成26年度計画予算(当初予算)において見込んでいる自己収入等の多い上位5法人は下記のとおりである(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表26. 自己収入等に係る収入予算 上位5法人(平成26年度収入当初予算)

| 法人名             | 金額         |
|-----------------|------------|
| 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 | 10兆4,409億円 |
| 年金積立金管理運用       | 4兆1,926億円  |
| 日本高速道路保有・債務返済機構 | 1兆8,613億円  |
| 住宅金融支援機構        | 1兆0,168億円  |
| 都市再生機構          | 9,918億円    |

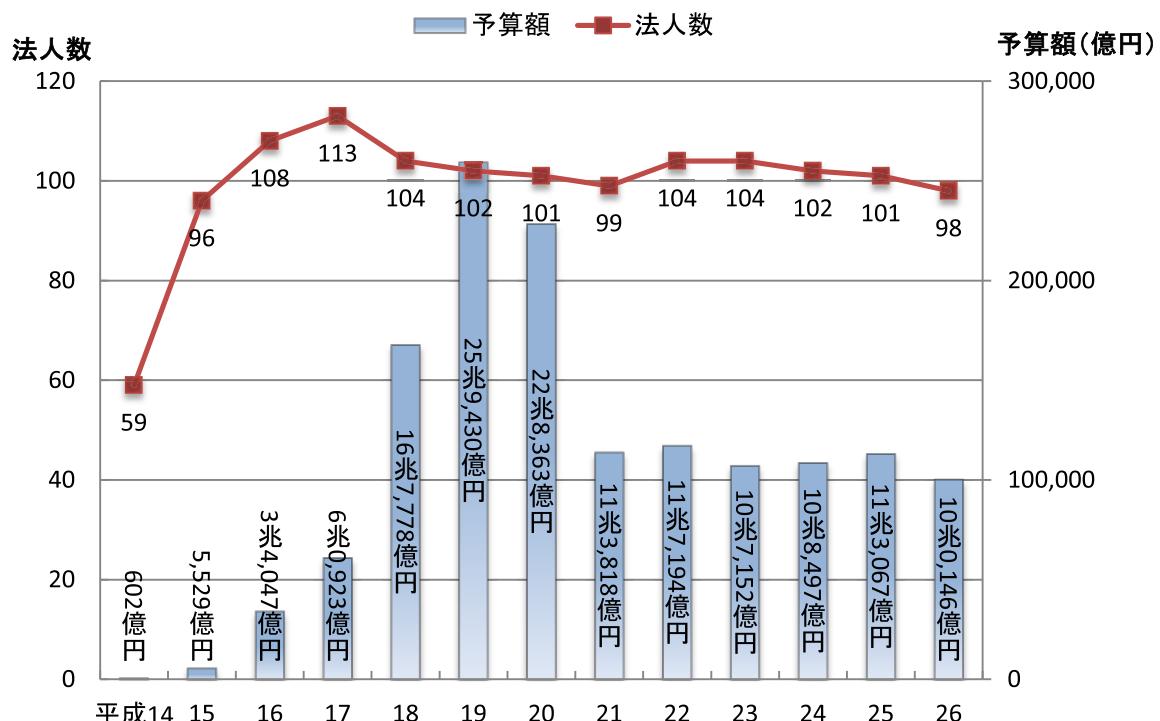
(注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 億円未満は四捨五入。

## エ 出資金・借入金等

独立行政法人の当初予算における出資金及び借入金等の状況の推移をみると、図表27のとおりとなっており、平成26年度は合計で10兆146億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まない)と、25年度の11兆3,067億円と比較し1兆2,921億円減少している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。この理由は、日本高速道路保有・債務返済機構5,405億円、住宅金融支援機構5,008億円減少したこと等による。

図表27. 独立行政法人全体の出資金・借入金等の推移



- (注) 1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
 2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。  
 3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の26年度計画予算において見込んでいる出資金及び借入金等の多い上位5法人は下記のとおりである(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表28. 出資金・借入金等に係る収入予算 上位5法人(平成26年度収入当初予算)

| 法人名             | 金額        |
|-----------------|-----------|
| 住宅金融支援機構        | 2兆6,333億円 |
| 日本高速道路保有・債務返済機構 | 2兆5,960億円 |
| 日本学生支援機構        | 1兆5,242億円 |
| 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 | 1兆2,337億円 |
| 都市再生機構          | 1兆0,728億円 |

- (注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
 2 億円未満は四捨五入。

## オ 施設整備費

独立行政法人に対して、国は、法人が施設の整備に必要な財源として、施設整備費の補助を行っている。独立行政法人の当初予算における施設整備費補助金の総額の推移をみると、図表29のとおりとなっており、平成26年度は合計で507億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）と25年度の1,355億円と比較して848億円減少している（資料11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。この理由は、情報通信研究機構が515億円、国立高等専門学校機構が265億円、減少したこと等による。

図表29. 独立行政法人全体の施設整備費の推移



(注) 1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。  
3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

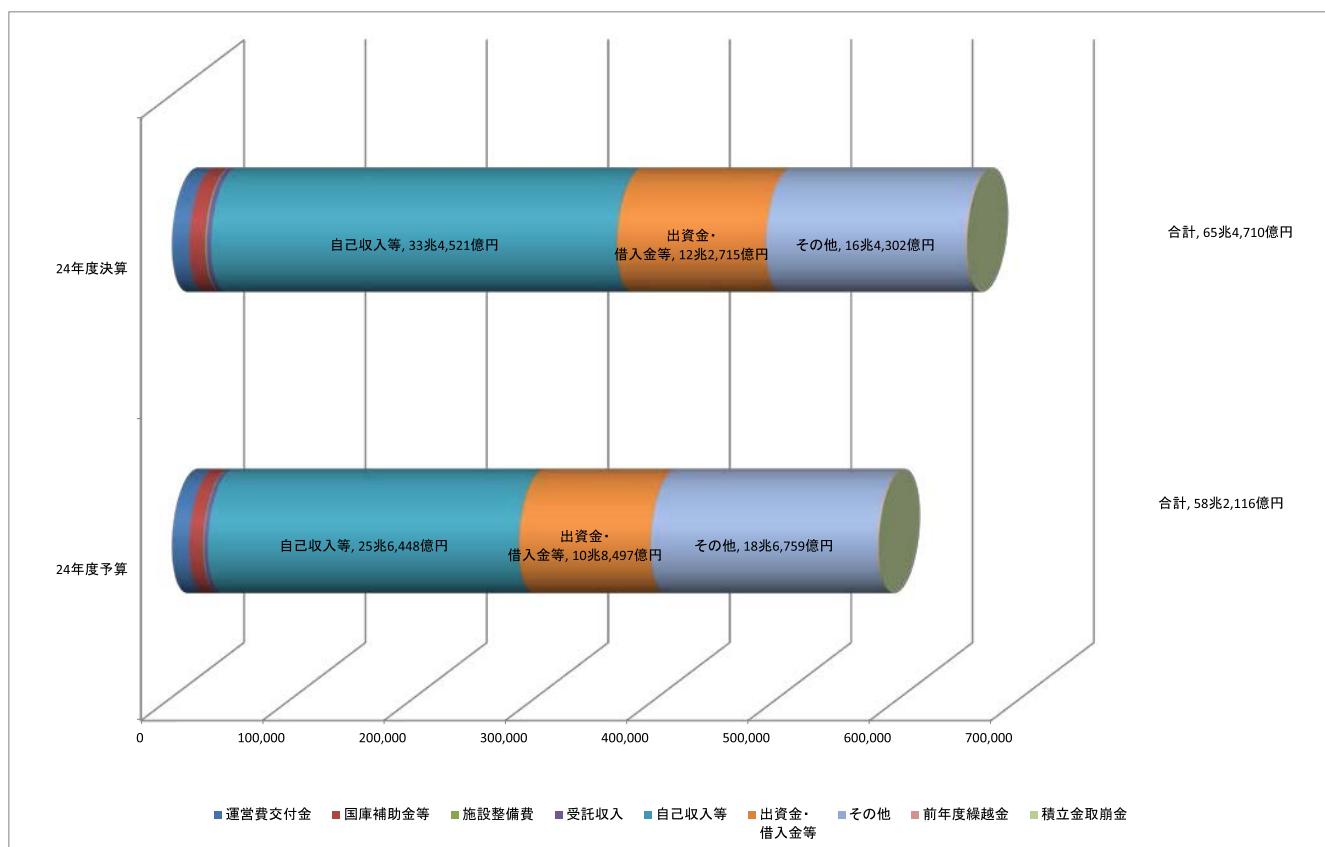
### (3) 決算

平成24年度までに設立された102法人の24年度決算の総額は、収入で65兆4,710億円（国際協力機構の有償資金協力勘定を除く）、支出で56兆43億円となっており、収入について予算額（58兆2,116億円）と比較すると、決算額が予算額より7兆2,594億円多い（資料14-5「独立行政法人の平成24年度決算（収入）」及び資料15-5「独立行政法人の平成24年度決算（支出）」参照）。

また、収入決算額の内訳をみると、運営費交付金が1兆4,658億円、国庫補助金等が1兆2,705億円、施設整備費が1,069億円、国や特殊法人等からの受託収入が3,821億円、自己収入等が33兆4,521億円、出資金・借入金等が12兆2,715億円、その他が16兆4,302億円、前年度繰越金が847億円及び積立金取崩金が71億円となっており、平成24年度当初予算と比べ、自己収入等7兆8,072億円が増加し、出資金・借入金等が1兆4,218億円増加している。

（資料11-3「独立行政法人の平成24年度計画における予算額（収入）」及び資料14-5「独立行政法人の平成24年度決算（収入）」参照）。

図表 30. 独立行政法人の収入に係る予算及び決算額の対比(平成 24 年度)



(注) 1 各法人の年度計画及び決算報告書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
 2 億円未満は四捨五入。  
 3 國際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

#### (4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況

独立行政法人特有の制度である運営費交付金は、独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、業務がなされるまでは交付金の交付をもって収益と認識することは適當ではないことから、独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理し、中期目標の期間中、業務の進行に応じて収益化を行うものとされている。

また、この収益化の方法については、

- i ) 業務の達成度に応じて収益化を行う方法(業務達成型)、
  - ii ) 一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う方法(期間進行型)、
  - iii ) 業務のための支出額を限度として収益化する方法(費用進行型)
- の3つの考え方方が示されている。

平成 24 年度末現在の 102 法人のうち、運営費交付金が交付されていない 16 法人を除く 86 法人について、運営費交付金の収益化の方法をみると、i ) 費用進行型のみを採用しているのが 60 法人、ii ) 業務達成型のみ採用しているのが 8 法人、iii ) 期間進行型の方法のみを採用しているものがゼロ法人ある。さらに、iv ) 業務達成型と期間進行型の方法を使い分けている法人が 7 法人、v ) 期間進行型と費用進行型を使い分けている法人が 5 法人、vi ) 三つの方法すべてを使い分けているものが 6 法人となっている(資料 16「運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成 24 年度)」参照)。

なお、平成 19 年 11 月の「独立行政法人会計基準」の改定により、運営費交付金の収益化基準のうち成果進行型が業務達成型へと名称が改められるとともに、費用進行型を採用する場合、当該方

法を採用した理由を財務諸表において「重要な会計方針」として注記しなければならないこととされた。

## (5) セグメント情報等

### ア 勘定別財務諸表

独立行政法人においては、個別法により区分して経理することが求められる場合、法人全体の財務諸表に加えて、区分した経理単位(以下「勘定」という。)ごとの財務諸表を作成することとされている。

平成 24 年度末日現在、102 法人のうち 38 法人(37.3%)において法定勘定が設けられており、勘定数が最も多い 8 法人は下記のとおりである(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 24 年度)」参照)。

図表 31. 勘定数が最も多い 8 法人

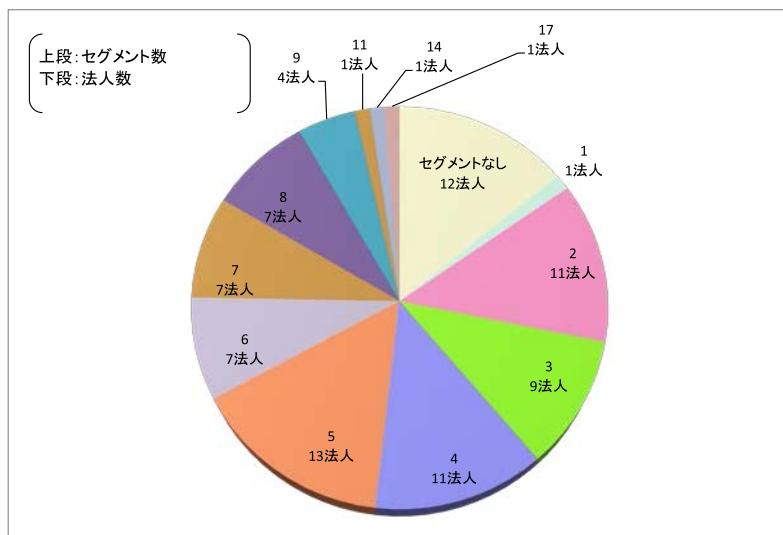
| 法人名               | 勘定数 |
|-------------------|-----|
| 中小企業基盤整備機構        | 8   |
| 福祉医療機構            | 7   |
| 農畜産業振興機構          | 7   |
| 労働者退職金共済機構        | 6   |
| 高齢・障害・求職者雇用支援機構   | 6   |
| 医薬品医療機器総合機構       | 6   |
| 新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 6   |
| 石油天然ガス・金属鉱物資源機構   | 6   |

(注)各法人の財務諸表等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

### イ セグメント情報

独立行政法人は、勘定別に財務諸表を作成するほか、附属明細書においてセグメント情報を開示することが求められている。各法人の平成 24 年度の附属明細書によれば、24 年度までに設立された 102 法人のうち、11.8%に当たる 12 法人は法定勘定区分以外のセグメントを有していない一方、法定勘定区分に加えて複数のセグメント区分を有している法人は、26 法人であり、25.5% を占める(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 24 年度)」参照)。

図表 32. セグメント区分の実施状況(平成 24 年度)



(注) 各法人の附属明細書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

ここで、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考としつつ当該法人の業務内容等に応じて、各法人において個々に定めることとされている。

この点、セグメント情報の開示を行っている 73 法人のうち、事業の種類別にセグメントの設定を行っている法人が 69 法人、また、施設の区別別に設定を行っている法人が2法人、事業と施設の別を組み合わせて設定を行っている法人が2法人となっている(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 24 年度)」参照)。

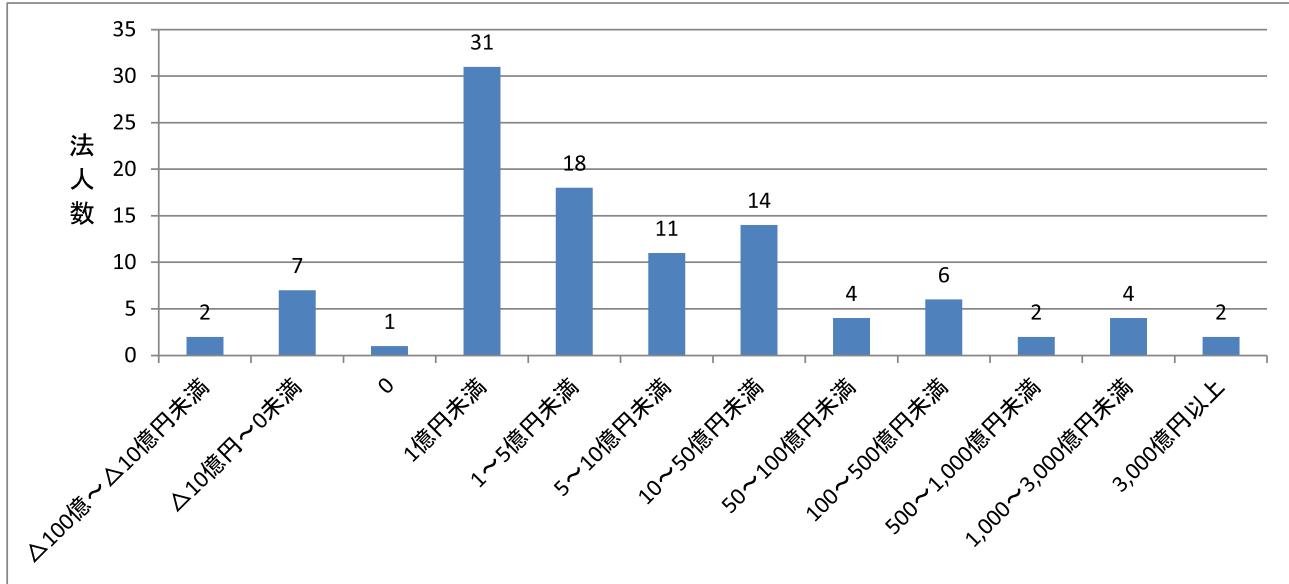
#### (6) 財政状態及び損益

平成 24 年度末現在の 102 法人について、貸借対照表に計上された財政状態の状況をみると、全体で資産が 324 兆円、負債が 279 兆円、純資産が 45 兆円(資料 18-1「純資産と主な資産・負債の状況(平成 24 年度)」参照)となっており(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、23 年度の純資産約 24 兆円から、21 兆円増加している。このうち、純資産の増加の理由は、年金積立金管理運用の 10 兆 5,692 億円、国際協力機構 8 兆 7,787 億円、日本高速道路保有・債務返済機構の 4,842 億円の増加等による。

次に、平成 24 年度までに設立された 102 法人について、損益計算書上に計上された損益の状況をみると、92 法人が合計で 12 兆 8,398 億円の利益を計上し(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、1 法人が損益ゼロ、さらに 9 法人が合計で△45 億円の損失を計上している(資料 18-2「当期総利益(損失)の状況(平成 24 年度)」参照)。

また、各法人の当期損益の分布(図表 33)をみると、当期損益が△10 億円未満～10 億円未満の法人が 68 法人となっており(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)独立行政法人全体の 66.7%を占めている。

図表 33. 当期総利益(又は損失)の状況(平成 24 年度)



(注) 1 各法人の損益計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
2 國際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、平成 24 年度における各法人の当期総利益又は損失が最も多い5法人は下記のとおりである(資料 18-2「当期総利益(損失)の状況(平成 24 年度)」参照)。

図表 34. 当期総利益又は損失が最も多い5法人(平成 24 年度)

(当期総利益最多5法人)

| 法人名             | 金額         |
|-----------------|------------|
| 年金積立金管理運用       | 11兆1,983億円 |
| 日本高速道路保有・債務返済機構 | 3,637億円    |
| 中小企業基盤整備機構      | 2,756億円    |
| 勤労者退職金共済機構      | 2,554億円    |
| 住宅金融支援機構        | 2,092億円    |

(当期総損失最多5法人)

| 法人名             | 金額     |
|-----------------|--------|
| 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 | 17.2億円 |
| 国立国際医療研究センター    | 16.7億円 |
| 国立循環器病研究センター    | 7億円    |
| 国立精神・神経医療研究センター | 3億円    |
| 海洋研究開発機構        | 0.9億円  |

(注)1 各法人の損益計算書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 億円未満は四捨五入。

3 國際協力機構は有償資金協力勘定を集計に含めていない。

## (7) 運営費交付金債務

独立採算制を前提としない独立行政法人に対しては、国の予算において所要の財源措置を行うものとされ(通則法第 46 条)、平成 24 年度においては、運営費交付金として 87 法人に対して総額1兆4,656 億円が交付されている。

また、平成 24 年度末現在、運営費交付金債務を計上している法人は 65 法人でその金額合計は 1,469 億円となっている。なお、運営費交付金債務の計上額が最も多い5法人は下記のようになっている(資料 19「運営費交付金債務の状況」参照)。

図表 35. 運営費交付金債務残高 上位5法人(平成 24 年度末現在)

| 法 人 名       | 金 額   |
|-------------|-------|
| 国際協力機構      | 226億円 |
| 産業技術総合研究所   | 177億円 |
| 中小企業基盤整備機構  | 175億円 |
| 科学技術振興機構    | 155億円 |
| 日本原子力研究開発機構 | 145億円 |

(注)1 各法人の附属明細書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
2 億円未満は四捨五入。

#### (8) 目的積立金

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、法人の経営努力により生じた額として主務大臣の承認する金額(以下「目的積立金」という。)について、翌年度以降、中期計画の「剩余金の使途」の項目で定めておいた使途に充てることができることとされており(通則法第 44 条第3項)、その額は、法人における経営努力を示す指標の一つとしても位置付けられる。

なお、平成 24 年度末現在、目的積立金を有している3法人は下記のとおりである(資料 20-1「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表 36. 目的積立金残高を計上している法人(平成 24 年度末現在)

| 法 人 名       | 金 額    |
|-------------|--------|
| 医薬品医療機器総合機構 | 6.2億円  |
| 物質・材料研究機構   | 0.8億円  |
| 放射線医学総合研究所  | 0.02億円 |

(注)1 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
2 百万円以下は四捨五入。

また、平成 24 年度までに設立された 102 法人の当期総利益又は損失の総額として 13 兆 8, 715 億円の利益が計上されているが(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、このうち利益処分により目的積立金として主務大臣の承認を受けたのは、4法人で総額 6.9 億円となっており、下記のとおりである(資料 20-1「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表 37. 平成 24 年度利益処分における目的積立金の積立額

| 法 人 名       | 金 額    |
|-------------|--------|
| 医薬品医療機器総合機構 | 6.17億円 |
| 物質・材料研究機構   | 0.48億円 |
| 科学技術振興機構    | 0.24億円 |
| 放射線医学総合研究所  | 0.04億円 |

(注)1 各法人の利益処分に関する書類に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
2 百万円未満は四捨五入。

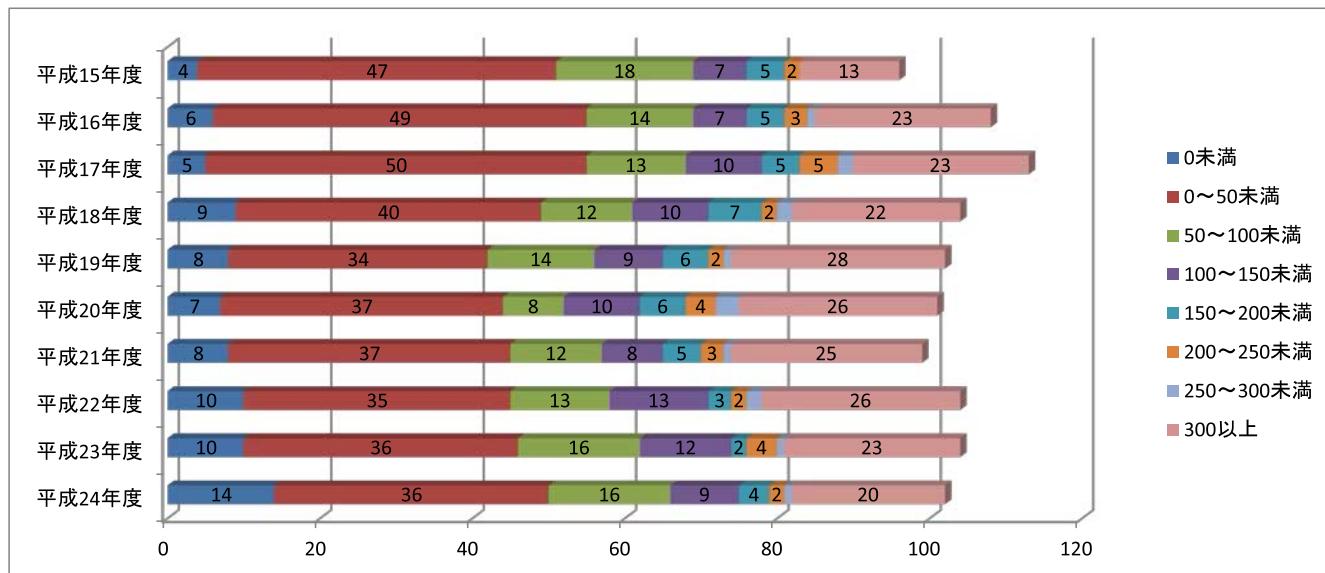
## (9) 行政サービス実施コスト

独立行政法人においては、法人の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを明らかにすることを目的として、主務省令に基づき、「行政サービス実施コスト計算書」を財務諸表の一つとして作成することとされている。同計算書は、「業務費用」、「損益外減価償却相当額」、「損益外減損損失相当額」、「損益外利息費用相当額」、「損益外除売却差額相当額」、「引当外賞与見積額」、「引当外退職手当増加見積額」及び「機会費用」(国有財産の無償使用及び国の出資等を行っていなければ、本来国の収入となったと考えられる国民負担額)で構成されており、これらから算出される行政サービス実施コストには、実質的に国民負担に帰するコストが網羅的に含まれることから、法人の評価に当たって、これを用いることにより、法人の業務によりもたらされるベネフィットとの比較検討を行うことが可能となる。

まず、平成24年度までに設立された102法人について、24年度の行政サービス実施コストの状況をみると、業務費用が△9兆6,622億円、損益外減価償却相当額が1,691億円、損益外減損損失相当額が166億円、損益外利息費用相当額が3億円、損益外除売却差額相当額7億円、引当外賞与見積額が△15億円、引当外退職給付増加見積額が88億円、機会費用1,776億円、法人税及び国庫納付額の控除が△533億円となっており、合計では9兆3,438億円となっている。(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成24年度)」参照)。

次に、24年度において行政サービス実施コストの規模別の法人数をみると、同コストが0円以上50億円未満の法人数が最も多く、36法人となっている(図表38及び資料21「行政サービス実施コストの状況(平成24年度)」参照)。

図表38. 行政サービス実施コスト規模別の法人数 (平成15~24年度)



(注) 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成24年度における各法人の行政サービス実施コストについて、上位及び下位の5法人は下記のとおりである(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成24年度)」参照)。

図表 39. 行政サービス実施コストが最多・最少の5法人(平成 24 年度)

| (最多5法人)           |         | (最少5法人)    |            |
|-------------------|---------|------------|------------|
| 法 人 名             | 金 額     | 法 人 名      | 金 額        |
| 日本学術振興会           | 2,710億円 | 年金積立金管理運用  | △111,983億円 |
| 日本原子力研究開発機構       | 1,979億円 | 勤労者退職金共済機構 | △2,468億円   |
| 国際協力機構            | 1,926億円 | 中小企業基盤整備機構 | △2,294億円   |
| 宇宙航空研究開発機構        | 1,876億円 | 住宅金融支援機構   | △1,337億円   |
| 新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1,377億円 | 日本貿易保険     | △198億円     |

(注)1 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
 2 億円未満は四捨五入。